

令和5年3月伊勢原市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時
令和5年3月28日（火）午前9時30分から午前11時13分まで
- 2 開催場所
市役所 2階 2C会議室
- 3 教育長及び委員
教育長 山口 賢人
委員（教育長職務代理者） 菅原 順子
委員 渡辺 正美
委員 福田 雅宏
委員 濱田 光子
- 4 説明のために出席した職員等
教育部長 大山 剛
学校教育担当部長 濱田 保
歴史文化推進担当部長
（兼）歴史文化担当課長 立花 実
参事（兼）教育総務課長 熊澤 信一
参事（兼）学校教育課長 守屋 康弘
教育指導課長 嶋本 信之
教育センター所長（代理）
教育研究・相談係長 森本 タエ
参事（兼）社会教育課長 山内 温子
図書館・子ども科学館長 杉山 麻里
社会教育委員会議議長 古里 貴士
社会教育委員会議副議長 石塚 京子
- 5 会議書記
教育総務課主事 高坂 麻里
- 6 傍聴人
0人
- 7 議事日程
日程第 1 前回議事録の承認
日程第 2 社会教育委員報告

- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 議案第 8 号 伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について
- 日程第 5 議案第 9 号 伊勢原市教育委員会事務決裁規程及び伊勢原市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について
- 日程第 6 議案第 10 号 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 7 議案第 11 号 伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する規程について
- 日程第 8 議案第 12 号 伊勢原市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について
- 日程第 9 議案第 13 号 伊勢原市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について
- 日程第 10 議案第 14 号 第 2 次伊勢原市生涯学習推進指針の策定について
- 日程第 11 議案第 15 号 第 3 次伊勢原市子ども読書活動推進指針の策定について

【非公開：議案第 16 号～第 20 号】

- 日程第 12 議案第 16 号 学校嘱託医等の辞職の承認について
- 日程第 13 議案第 17 号 学校嘱託医等の委嘱について
- 日程第 14 議案第 18 号 伊勢原市教育委員会事務局職員（課長職以上）の任免について
- 日程第 15 議案第 19 号 伊勢原市教育委員会事務局職員（その他職員）の任免について
- 日程第 16 議案第 20 号 伊勢原市公立学校県費負担教職員の任免について

○

午前 9 時 30 分 開会

○教育長【山口賢人】 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和 5 年 3 月の教育委員会議を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

本日審議いたします日程第 12 から日程第 16 までにつきましては、審議内容に人事案件を含みますので、日程第 12 から日程第 16 につきましては、伊勢原市教育委員会会議規則第 14 条第 1 項の規定に基づき非公開にしたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 （挙手）

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、日程第 12 から日程第 16 につきましては非公開とさせていただきます。

それでは、教育総務課長から資料の確認をお願いします。

- 参事（兼）教育総務課長【熊澤信一】（資料確認）
- 教育長【山口賢人】 皆さん、よろしいでしょうか。
- 教育長及び委員全員（了承）

----- ○ -----

日程第1 前回議事録の承認

- 教育長【山口賢人】 それでは日程第1「前回議事録の承認」について、お願いします。
- 教育長及び委員全員 承認

----- ○ -----

日程第2 社会教育委員報告

- 教育長【山口賢人】 続きまして日程第2「社会教育委員報告」になります。
本日は令和3年11月30日付で伊勢原市教育委員会より社会教育委員会議のほうに諮問いたしました、伊勢原市生涯学習推進指針の改定についての答申のため、社会教育委員会議の古里議長と石塚副議長が出席されております。

それでは、大山部長に進行をお願いいたします。

- 教育部長【大山剛】 それでは皆さん、お手数ですが一度席をお立ちいただき、移動をお願いいたします。

それでは、まず答申書の提出を古里議長から山口教育長によろしくをお願いいたします。

- 社会教育委員会議議長【古里貴士】 伊勢原市生涯学習推進指針の改定について（答申）。

令和3年11月30日付、伊教社第3号で貴職から諮問のありましたことについて、生涯学習推進における取組の方向性及び考え方を慎重に審議した結果、次のとおり社会教育委員会議の意見を付して答申します。

本指針は、伊勢原市における豊かな生涯学習社会の実現に向けて、社会環境の変化に合わせた生涯にわたる多様な学習活動の推進や新たに社会教育法で位置づけられた地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の考え方、また、社会教育委員による指針に定める事業施策の進捗状況の点検評価から見えた課題などの基準が反映されており、今後の伊勢原市における生涯学習推進の方向性を定める指針として妥当であることを認めます。

貴職におかれましては、令和5年度からスタートする第6次総合計画及び伊勢原市第3期教育振興基本計画の着実な推進に努められるとともに、本会議の審議経過等での意見に留意し、伊勢原市の生涯学習社会の実現に向けて、鋭意努力されることを期待しま

す。よろしくお願いいたします。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

(写真撮影)

○教育部長【大山剛】 では席にお戻りください。

それでは古里議長から、今回の答申の概要、それから経過等も含めまして御説明をお願いいたします。

○社会教育委員会議議長【古里貴士】 それでは、私のほうから少しお話をさせていただきます。

先ほども答申書にありましたが、2021年11月30日付で、山口教育長より社会教育委員会議に対して、伊勢原市生涯学習推進指針の改定についての諮問をいただき、その後、社会教育会議では定例会及び臨時会と合わせて計6回の検討を1年間で行いました。

検討を行うに当たって、その前段階として、社会教育委員会議では2019年度から21年度にかけて、伊勢原市生涯学習推進指針の点検・評価を行ってまいりました。その点検・評価の中で、特に重点的に取り組むべきこととして4点、指摘させていただきました。

そのうちの第1点が、社会教育専門職としての社会教育主事を教育委員会事務局に配置し、社会教育・生涯学習を支える職員体制を充実させるということでした。これについてはすぐに御対応いただき、今お二人、社会教育主事として発令していただいています。対応いただきましたこと、お礼申し上げます。

2点目が、学級講座の企画団体からの参加などの住民参加の仕組みを整えること。3点目が、学校教育と社会教育のより一層の連携を図るなど、子どもたちの育ちを支える仕組みの充実ということ。そして4点目として、ホームページの活用など、社会教育・生涯学習に関する情報を広く分かりやすく、必要とする市民に届ける仕組みを充実させることです。この4点を、点検・評価の際に重点的な取り組むべきこととして指摘させていただいております。

こういった点検・評価を踏まえながら、一方で、社会教育や生涯学習に関わる国の施策も動いておりますので、そういった動向も踏まえつつ、社会教育委員会議の中で検討を行いました。今回、生涯学習推進指針の改善の際に、こういった点も改めてほしいということで意見が出てきた主なものは次のとおりです。

1つ目が、基本方針1の中にある生涯学習・社会教育推進体制の充実において、社会教育主事及び社会教育士の養成と配置というものを明示していただきました。

社会教育主事については既に発令を行っていただいて、社会教育主事としてお仕事に取り組まれている職員の方々がいらっしゃいますが、この間、2020年度に社会教育主事の養成のカリキュラムが変更になり、社会教育主事の資格を2020年度以降のカリキュラムで取得された方が、併せて社会教育士という称号を付与されるようになりました。

社会教育主事に関しては発令を受けないと名乗れない、いわゆる任用資格ではあるのですが、社会教育士は称号ですので、取得された方は社会教育士を名乗ってお仕事をし

ていただくことができます。

なので、例えば社会教育主事に関しては、地域の教育行政の職員として専門性を発揮してというお話になるのですが、一般行政の職員の方でも社会教育士を名乗ってお仕事をしていただくこともできますし、NPOだとか民間企業の方でも名乗ってお仕事していただけるような、そういった称号がついておりますので、そういった部分も含めて、社会教育主事及び社会教育士の養成と配置という形で明示していただいております。

2つ目が、社会教育法の改正により地域学校協働活動というものが規定されたことを踏まえて、基本目標2、支援体制の整備の中に、学校と地域の連携・協働の推進というのを盛り込んでいただいております。

3つ目が、コロナ禍で進んだオンラインの活用や図書館での電子図書館の取組を進めていただいておりますので、こういった取組を踏まえて、基本目標3の中に、多様なニーズに応じた学習情報・機会の充実の施策を加えていただきました。

あと4点目として、多様性が増している現状がございますので、そういった現状を反映して、基本目標3の下の方の施策に、お互いを尊重し合い、多様性を認め合う学習機会の提供という項目を加えていただいております。

改定のポイントについては、以上です。

○教育部長【大山剛】 ありがとうございます。

ここまでで、教育委員から何か御質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

○教育長【山口賢人】 1点質問してもよろしいですか。先ほどのお話の中で社会教育士のお話をいただきましたが、今伺いした中でいうと、社会教育主事については職としての発令と思っておりますが、社会教育士というのは資格と捉えてよろしいですか。

○社会教育委員会議議長【古里貴士】 社会教育士については、資格ではなく称号という表現がされています。

○委員【福田雅宏】 第2次伊勢原市生涯学習推進指針（案）の5ページの下に書いてある。※4の。

○社会教育委員会議議長【古里貴士】 そうです。

○委員【福田雅宏】 主事が9ページの12番。

○教育部長【大山剛】 そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、古里議長から答申をしていただいたわけですが、教育委員会を代表いたしまして、山口教育長から一言御挨拶をいただきたいと思っております。

○教育長【山口賢人】 本日は、古里議長、石塚副議長、御参加いただきまして誠にありがとうございます。先ほど答申のほう、確かに頂戴をいたしました。

令和3年11月に、私どものほうから伊勢原の生涯学習推進指針の改定についてという諮問をさせていただき、これまでの1年半にかけて大変熱心に、先ほどのお話では計6回にわたってというふうなお話でしたが、かなり細かい部分まで御議論をいただいたというふうに承知しております。

ただいまその答申を受け取らせていただきましたが、皆様方に御協議いただいた案文につきましては、この後の議案で第2次伊勢原市生涯学習推進指針案として上程させていただきます、教育委員会として審議をさせていただきます。

本日、議決できました後は、今、古里議長のほうからお話しいただいたこと、あるいは答申書に書かれていること、そういうことを踏まえまして、人生100年時代がもう来ておりますので、ますます生涯学習社会実現に向けて頑張らなければいけないと思っております。今後もお力添えをいただければと思います。ありがとうございました。

○教育部長【大山剛】 ありがとうございました。

それでは、これで社会教育委員報告を終了したいと思います。

古里議長と石塚副議長におかれましてはここで退席されます。御出席ありがとうございました。

(古里議長、石塚副議長退席)

----- ○ -----

日程第3 教育長報告

○教育長【山口賢人】 では続きまして日程第3「教育長報告」となります。本日は3件ございます。報告をお願いします。

○学校教育担当部長【濱田保】 令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の伊勢原市結果についてということでございます。資料2のほうで御説明します。

本調査は、全国の小学校5年生・中学校2年生を対象に、平成20年度より開始されております。本日御報告いたします内容につきましては、今年度の市内小学校の5年生724人、中学校2年生702人を対象に、1月に実施した結果でございます。

今回の調査結果を基にした今後の取組について、説明させていただきます。

まず家庭におきましては、規則正しい生活習慣の習得、スポーツの話題に触れる、また家族ぐるみでのスポーツや体を動かす時間を設けることの大切さを発信していきたいと考えております。

また学校におきましては、県教委等が進めている体力向上等の事業を活用しながら、自校の児童生徒が体を動かす機会を設けたり、生活の中で運動遊びを多く取り入れたり、また自主的な運動の奨励することなどを軸に考えております。

市の教育委員会といたしましては、県教育委員会と連携いたしまして、各種講習会や教員の指導力向上を図るための研修の充実、及び情報提供に努めるとともに、各学校と連携を図りながら、引き続き児童生徒の体力・運動能力の向上、学習習慣の確立、生活習慣の改善等に努めていきたいと考えております。

そして、この内容につきましては、今後、市長、市議会議員に情報提供いたしまして、その後伊勢原市のホームページに公開してまいりたいと考えておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

報告は以上でございます。

○教育長【山口賢人】 続けてをお願いします。

○教育指導課長【嶋本信之】 続きまして、先日御質問いただきましたことについて御説明したいと思います。

御質問にありました、朝食を食べることとほかの項目とのクロス集計での分析でございますが、今回の調査は体力・運動能力と朝食、睡眠との簡潔なクロス集計はできましたが、朝食と睡眠という、体力を挟まないところでのクロス集計はできませんでした。

ただ、朝食と体力、睡眠と体力のクロス集計はできましたので、御報告させていただきたいと思います。

まず、こちらの資料にもございますが、「朝食を食べる」と回答した児童生徒は、体力合計点が高くなってございます。また、「運動が好き」と回答した児童生徒は、小・中学校男女共に90%以上の児童生徒が、「朝食を食べる」もしくは「朝食を食べない日もある」と肯定的に回答した児童生徒でございます。

また睡眠については、小学校は女子については「8時間以上9時間以内」のグループが体力合計点が高くなっています。男子については「8時間以上から9時間」また「9時間以上10時間未満」、つまり、8時間から10時間と少し幅が大きくなるんですけども、このグループは体力合計点が高くなっています。

中学生については、睡眠については「7時間以上8時間未満」のグループは体力合計点が高いという結果になりました。

以上でございます。

○教育長【山口賢人】 続けて次の報告をお願いいたします。

○参事（兼）社会教育課長【山内温子】 それでは（2）令和5年度伊勢原市立公民館長及び伊勢原市社会教育指導員について説明いたします。

資料3を御覧ください。令和5年度の公民館長及び社会教育指導員です。

大田公民館の小瀬村館長はこの3月で退任されまして、新たに岩田さんを大田公民館長としてお招きいたします。

小瀬村館長には、平成27年5月から大田公民館長をお願いし、その間、公民館施設の有料化、コミュニティセンターの大田ふれあいセンターとの機能統合、新型コロナウイルス感染症対策など様々な環境変化に対して、公民館長として十分に御尽力をいただきました。御本人から退任希望がありまして、令和4年度をもって退任される運びとなります。

着任されます岩田館長は、市内小学校長を歴任されるなど、地域との関わり合いについてと御理解があられますので、そのお力を存分に発揮していただきたく期待をしております。

なお、大田公民館以外の館長及び社会教育指導員は、令和4年度に引き続きその職を担っていただきます。

続きまして、資料4を御覧ください。令和5年度の伊勢原市地域学校協働活動推進員の御報告です。

伊勢原市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、推進員の委嘱は当該学校区の学校長及び公民館長の推薦により、教育委員会がこれを行うとしております。

このたび各学校に委員の推薦を依頼いたしまして、5名の方が推薦されました。

その後、館長会議におきまして、この5名の方の推薦が承認されました。

地域学校協働活動推進事業としましては、令和4年度から開始したばかりで、事業の

周知や、研修会を年1回の実施、また、県が主催する関連研修会の参加、取りまとめなどをしておりますが、今後は推進員さんを中心に、具体の事業についての支援内容を検討していく段階に移っていくものと考えております。

説明は以上です。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。

では、3件について報告が終わりましたけれども、様々ですので1件ずつ、御意見、御質問があったらお受けしたいと思えます。

まず1つ目の、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果につきまして、質問や御意見ありましたらお願いいたします。

菅原委員、お願いします。

○委員【菅原順子】 クロス集計をしていただきましてありがとうございました。例えば中学だと、睡眠7、8時間の子どもさんが一番体力があるということは、8時間以上寝ている子どもさんは、7、8時間の方よりも体力的にマイナスであるということなんでしょうか。

○教育指導課長【嶋本信之】 そういことです。7時間から8時間のグループが一番高いグループで、その周辺はそれより低い結果になっています。

○委員【菅原順子】 高い方は何時間まであるんですか。12時間とか。

○教育指導課長【嶋本信之】 高いほうは10時間以上です。

○委員【菅原順子】 むしろ、あんまり寝る子はロングスリーパーというか、授業中に寝てしまうとか、そちらのほうになってしまうんですかね。

○教育指導課長【嶋本信之】 この体力調査からはそのような、体力調査の結果が低いということが分かっていますけれども、授業での様子は分かりません。

○委員【菅原順子】 睡眠時間も、過ぎたるは及ばざるがごとしというのがきつとあるんでしょね。ありがとうございます。

○教育長【山口賢人】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では2件目の、令和5年度伊勢原市立公民館長及び伊勢原市社会教育指導員についての報告に対しての御質問や御意見、お願いいたします。

よろしいでしょうか。では3件目、来年度の地域学校協働活動推進員について、先ほど社会教育委員会議の古里議長のほうからも関連するお話がございましたけれども、その推進をする委員が、今年度2名でしたが来年度は5名で行きたいということです。

よろしいですか。では、報告はこれで終了としたいと思います。

では、次に進みたいと思えます。

----- ○ -----

日程第4 議案第8号 伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について

日程第5 議案第9号 伊勢原市教育委員会事務決裁規程及び伊勢原市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第4、議案第8号「伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について」と、日程第5、議案第9号「伊勢原市教育委員会事務決裁規程及び伊勢原市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について」は関連する議案ですので、事務局から一括して提案説明をお願いします。

○教育部長【大山剛】 それでは議案第8号「伊勢原市教育委員会の所管となる伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について」、及び議案第9号「伊勢原市教育委員会事務決裁規程及び伊勢原市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について」の2議案については、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

初めに議案第8号でございます。令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律が一部改正、施行されることに伴いまして、これまで市町村で条例により規定、運用されていまして個人情報保護制度が、法律に基づく全国統一の制度運営に変わります。

このことから、本市の個人情報の取扱いを規定しておりました伊勢原市個人情報保護条例が廃止され、新たに伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定され、関連します伊勢原市情報公開条例が一部改正されます。

これらの改正を受けまして、教育委員会で定めております個人情報の保護に係る規則等の改正が必要となったことから、関係例規の一部改正等を行うものでございます。

議案書の2ページを御覧いただきたいと思っております。

第1条では、新たに制定、施行されます伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、伊勢原市教育委員会の保有する個人情報の保護について必要な事項を定めるため、伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則を制定するとともに、附則の第2項で、これまで教育委員会関連の個人情報に関する取扱いを定めておりました伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報保護条例施行規則を廃止するものでございます。

3ページをおめくりいただきたいと思っております。3ページ目以降の議案第9号では、関連します伊勢原市教育委員会事務決裁規程、また伊勢原市立学校文書取扱規程の一部を改正するものです。

まず、4ページをお開きください。

第1条では、伊勢原市教育委員会事務決裁規程の個人情報保護の取扱いに係る別表1中、課長の決裁事項の内容を、新たに法で義務づけられた「個人情報ファイル簿等の作成、公表、変更及び廃止」を加えるとともに、字句の修正を行うものでございます。

また第2条では、伊勢原市立学校文書取扱規程を一部改正しますが、恐れ入りますが6ページをお開きいただきたいと思っております。こちらの新旧対照表で御説明させていただきます。

これまでの情報公開条例では公開の対象外としていたものが、法の改正によりまして公開の対象となったことから、第2条第2号の規定を削除するものでございます。

また、第22条2号では、個人情報の開示等について、これまで教育委員会の所管に

係る伊勢原市個人情報保護条例施行規則の例により行うものとしておりましたが、議案第8号で御説明した同規則を廃止することに伴いまして、個人情報の開示等について、その根拠となる関係法令等を整理するものでございます。

なお、規則の制定及び改正等の施行日は令和5年4月1日となります。

概要の説明は以上でございます。

○教育長【山口賢人】 では、ただいまの提案説明について、御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

渡辺委員、お願いします。

○委員【渡辺正美】 この法の制定の中で、個人情報の保護に関して、概略の言い方で結構ですが、保護する対象が減ったとか増えたとか、結論的には公開される。その辺の、何か予測できるようなことはあるのでしょうか。

○教育部長【大山剛】 そもそもこの法が施行になったことというのが、もともと今のICT技術の進展に伴って、いろんな電子ファイル等々が増えてきたものですから、それに伴って基本的な個人情報保護の法が変わってきたということからすると、今委員さんの御質問のあった、対象は広がった。個人情報保護の対象は広がったというふうに捉えてよろしいかと思えます。

○教育長【山口賢人】 ほかによろしいでしょうか。

では、特にないようですので、1件ずつ採決に入らせていただきたいと思います。

まず日程第4、議案第8号「伊勢原市教育委員会の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に議案第9号「伊勢原市教育委員会事務決裁規程及び伊勢原市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第6 議案第10号 伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長【山口賢人】 次に日程第6、議案第10号になります。「伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いいたします。

○教育部長【大山剛】 それでは、議案第10号「伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」、7ページから9ページになりますけれども、御覧いただきたいと思います。

こちらの議案につきましては、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

国家公務員法等の改正によりまして、国家公務員の定年が段階的に引き上げられ65歳とされることを踏まえ、地方公務員法の定年についても、国家公務員と同様に段階的に引き上げ65歳にする必要があることから、地方公務員法が一部改正されました。このことに伴いまして、教育委員会で定めております関連規則に所要の改正が必要となったものでございます。

9ページを御覧いただきたいと思っております。新旧対照表でございしますが、第4条のアンダーラインが引いてある部分が地方公務員法の条文を引用している部分でございしますが、法の一部改正により、「第28条の5第1項」が「第22条の4第1項」に改正されたことから、引用条文を改正するというものでございます。

施行日は令和5年4月1日です。

説明は以上です。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。ただいまの提案説明について、御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。では、特に御意見、御質問ないようですので、採決に入らせていただきたいと思っております。

日程第6、議案第10号「伊勢原市教育委員会関係職員の種類及び職の設置に関する規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第7 議案第11号 伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する
規程の一部を改正する規程について

○教育長【山口賢人】 日程第7、議案第11号「伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する規程について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【濱田保】 議案書の10ページを御覧ください。

伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する規程について、地方公務員法の改正に伴い、訓令中に引用する条項を整理する必要性が生じたこと。そして、その他字句の整理を行う必要があるため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

14ページの新旧対照表を御覧ください。第3条で地方公務員法第28条の5第1項を引用しておりますが、この改正に伴い同条が第22条の4第1項に改正されますので、改正いたします。

なお、新たに勤務時間の割振りに関する規定を同条の前に規定する必要があることから、同条を第4条といたします。その他、必要な字句の整理等を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。ただいまの提案説明について御意見、御質問がございましたらお願いをいたします。

渡辺委員、お願いします。

○委員【渡辺正美】 16ページの第6条の2に当たるところで、「前項の休憩時間は一斉に与えなければならない。ただし、教育委員会が職務に特殊性があると認める場合にはこの範囲ではない」と、こういう規定があるんですが、学校教職員の通常日課における日程の実態というのをちょっと承知しておきたいのですが。

○教育長【山口賢人】 では学校教育課長、お願いします。

○参事（兼）学校教育課長【守屋康弘】 教員の休憩時間は、45分になっております。

特に小学校において、給食の時間と昼休みが重なり、食育の指導等もありますので休憩が取れないこともあることから、勤務時間の最後のほうでまとめて休憩時間を取る形を取っております。

一部会議等があるとずれるときもあるかもしれませんが、基本的にはそういうところでやっています。

○委員【渡辺正美】 すみません、これは教育委員会が定めているのでしょうか。それとも各学校が実態に合わせて。

○参事（兼）学校教育課長【守屋康弘】 各学校の実態の形になります。

○委員【渡辺正美】 ありがとうございます。

○教育長【山口賢人】 ではほかにいかがでしょうか。

○委員【福田雅宏】 1つだけ、意見です。14ページの育児休業法ってありますよね。

これは意見として、ぜひ各学校の監督者の方にはこれを設定してほしいなど。今、育休問題がテレビとかでいろいろ話題になっていて、子育てできないから子どもを持たない家庭が多いんじゃないかみたいなことがあったので、ぜひこれは社会的な流れ、一般的な流れにのっとして、教員の方が自分の子どもを育てられるようなよりよい環境づくりのためには、ぜひ監督者の方には育休の取得を徹底していただきたいなという意見です。

○教育長【山口賢人】 では意見として承ります。

ほかに御意見、御質問いかがでしょうか。

ほかにないようですので、採決に入らせていただきます。

日程第7、議案第11号「伊勢原市立学校職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する規程について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 （挙手）

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第8 議案第12号 伊勢原市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第8、議案第12号「伊勢原市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について」、提案説明をお願いします。

○学校教育担当部長【濱田保】 それでは、議案書の18ページをお開きください。伊勢原市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、教育職員免許法の改正に伴い条項を整理するとともに、その他字句の整理を行う必要があるため、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

21ページをおめくりください。

第7条1号ただし書で、教育職員免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習の際に職務専念義務を免除できますが、同法の改正により同規定が削除されたことから、このただし書を削除いたします。また、その他必要な字句の整理を行ったものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。ただいまの提案説明について、御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

○委員【福田雅宏】 1点質問していいですか。いきなり「所属長」という名称が出てきますが、これに関する例規ってどこにあるんでしょう。

○学校教育課長【守屋康弘】 第3条で校長を所属長と規定する略称規定があります。

○委員【福田雅宏】 なるほど、ありがとうございます。

○学校教育課長【守屋康弘】 整理ができていなかった部分がありましたので、整理したということです。

○委員【福田雅宏】 わかりました。ありがとうございます。

○教育長【山口賢人】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、ほかにないようですので、採決に入りたいと思います。

日程第8、議案第12号「伊勢原市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第9 議案第13号 伊勢原市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について

○教育長【山口賢人】 続きまして日程第9、議案第13号「伊勢原市社会教育指導

員設置規則の一部を改正する規則について」、提案説明をお願いいたします。

○教育部長【大山剛】 それでは、議案第13号「伊勢原市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について」は、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものでございます。

まず、改正の趣旨でございます。社会教育指導員の勤務条件に係る規定について、実態に即した所要の改正を行う必要が生じたため、提案するものでございます。

27ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

具体的には、社会教育指導員の勤務状況について、現在、規則では勤務日数を4日と規定しておりますが、実務上の勤務日数が3日となっていることから、実態に合わせて改正を行い、併せて、その他の文言の整理を行うものでございます。

社会教育指導員の勤務日数については第6条に規定されておまして、「4日」を「4日以内」に改めます。その他の改正箇所につきましては、内容に変更はございませんが、例規の表記に沿った一部の整理をするものでございます。

説明は以上です。

○教育長【山口賢人】 ありがとうございます。実態に合わせてというような部分でございますが、何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にないようですので、採決に入らせていただきます。

日程第9、議案第13号「伊勢原市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

----- ○ -----

日程第10 議案第14号 第2次伊勢原市生涯学習推進指針の策定について

○教育長【山口賢人】 日程第10、議案第14号「第2次伊勢原市生涯学習推進指針の策定について」、提案説明をお願いします。

○教育部長【大山剛】 それでは議案第14号「第2次伊勢原市生涯学習推進指針の策定について」、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

まず本編のほうを御覧いただきたいと思っておりますけれども、生涯学習の推進指針の策定の趣旨でございます。指針案の表紙をおめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

1といたしまして、第2次伊勢原市生涯学習推進指針の基本的事項でございます。

項番1の伊勢原市生涯学習推進指針改定の趣旨にありますように、本市では平成25年4月に、学校や家庭、地域社会が連携し、心豊かで安心できる生涯学習環境を醸成することや、時代の要請に基づき、市民の学習機会や場を整備し、生涯学習推進の方向性

や道筋を示し、豊かな生涯学習社会の実現を目指すための現行の指針を策定いたしました。

この間、伊勢原市生涯学習推進指針が、令和5年度で策定から10年が経過し、法改正や生涯学習を取り巻く環境も変化したことから、多様化・複雑化する課題や社会変化への対応など、環境に即した指針とするため、第2次伊勢原市生涯学習推進指針を策定するものでございます。

次に、項番2の指針の位置づけでございます。

伊勢原市の総合計画や教育振興基本計画をはじめとしまして、関連する計画との整合性を図りながら、令和5年度からの生涯学習の分野における基本的な考え方や方向性を示すこととしております。

3ページを御覧いただきたいと思っております。指針の目的でございますが、学校、家庭、地域社会が連携し、地域の課題や目標の共有化を通じて、心豊かで安心できる生涯学習社会の実現に向けた取組を推進するため、取組の方向性及び考え方を指針として定めるものとしております。

また、4ページでは生涯学習とは、5ページでは関連する主な法改正等の経過、また6ページでは国の動向について記載しております。

次に7ページでございます。7ページから10ページにかけては、伊勢原市生涯学習の現状と課題といたしまして、まず7ページでは伊勢原市の生涯学習推進の経過、8ページでは社会を取り巻く環境の変化、市民意識の状況、9ページでは社会教育委員会会議における点検・評価の経過について記載いたしまして、9ページ、10ページでは、伊勢原市の生涯学習推進における現状と課題といたしまして、社会教育委員会会議における点検・評価から取り組むべき課題として提起された対応を記載しております。

次に、11ページを御覧いただきたいと思っております。11ページから20ページにかけては、生涯学習を推進するための基本方針といたしまして、まず11ページでは、指針の体系の全体像として、4つの基本目標に対しまして16本の施策を記載しております。

また12ページでは、持続可能な開発目標SDGsに向けた取組の推進について。また13ページから20ページにかけて、施策の概要として、基本目標ごとに施策ごとの対応方針、主な事業・取組を記載しております。

飛びまして21ページを御覧いただきたいと思っております。21ページでは、指針の推進体制といたしまして、点検・評価を実施し次のステップにつなげる、学びの活動の循環による生涯学習社会の構築に取り組むため、PDCAサイクルに基づく進行管理を行うとしております。

最後に22ページでは、指針策定の経過といたしまして、指針策定に係る教育委員会会議や社会教育委員会会議等の経過を記載しております。

今後のスケジュールでございますが、本日指針案が御了承いただきましたら、4月以降にホームページ等で公表していく予定でございます。

説明は以上です。

○教育長【山口賢人】 説明が終わりましたが、これに対して御意見、御質問などご

ございましたらお願いします。

○委員【菅原順子】 3ページで、今、部長さんが読んでくださったところは、まったくもってそのとおりなのですが、前半の部分に「学習による自己実現とともに、社会の要請に基づき、学びの成果を地域づくりに生かすことも求められています」とあるんですが、この「求められています」の主語が、生涯学習をする方なのか、それとも自治体なのかということです。

生涯学習の目的というのは、一人一人の生きがいであったり、自分の人格を磨くとか、豊かな日々を送るということであって、それを社会に生かすというのは、その人本人の生きがいのためであって、社会に求められているから学ぶというわけではないと思いますが、この「求められています」の主語について知りたいのですが。

○教育長【山口賢人】 事務局のほうからいかがですか。

○教育部長【大山剛】 ここにつきましては、今、菅原職務代理がおっしゃったとおりで、まず生涯学習とは一義的にはそれぞれ個人の、いろんな意味の生きがいであるとか、学習意欲の醸成とかいうところに目的があるかと思えます。

片一方で、先ほど古里議長のほうからもありますけれども、今そういった生涯学習、いわゆる社会教育と学校との運営を連携させていきたいと思いますとかいうことで、そういった一般的なこれまでの取組に加えまして、地域学校協働活動といったような取組が求められているという、そういった意味を含めて、地域づくり全般にそれぞれの生涯学習の取組が地域づくりのほうに生かしていけないかということが求められていると、そういう意味でこちらの表現にさせていただいているんですけれども。

主語と言われると、おっしゃるとおり……。

○教育長【山口賢人】 主語は学習者ですよ。

○教育部長【大山剛】 そうですね、はい。

○委員【菅原順子】 学習者が求められている。

○教育長【山口賢人】 ただ、地域づくりに生かすために生涯学習を行うのではなくて、結果として地域づくりにも生かしていただきたいと。

○委員【菅原順子】 ということは副産物というか、2次的なものですよね。

○教育長【山口賢人】 そうだと思います。

○委員【菅原順子】 純粹に、その人の自発的な意思でやるわけですよ。その人がやりたければ社会に生かす。生かすことでさらにやりがいが出てくるということであって、本筋ではない。

○教育部長【大山剛】 あくまでも指針ということですので、市の教育委員会として、これから生涯学習を推進していくための基本的な方向性の一つとして、これまでの、いわゆる一人一人の学習意欲を高めていきたいと思いますということに加えて、さらにその学習意欲を学びの成果、こういったものを地域づくりにも生かしていくということも、教育委員会としては1つの視点に加えていかなきゃいけないですねという、そういう表現です。

その最たるものが地域学校協働活動とか、そういった形で、いろんな形で生涯学習をさらにもう一歩進めて、地域づくりプラス、学校運営とも連携をさせていきたいとい

う、そういう取組というか、そういう方向性は教育委員会としては示していかなきゃいけないなというところで、出すことも求められているという、そういう表現です。

○委員【菅原順子】 ほかの部分でも、「学びの成果を生かす」という言葉は出てくるんです。もちろん学びの成果を生かすということは、御本人のやりがいにとって非常に重要なことですから、生かすことには全然引っかからないんですけれども、「求められています」という文言は、自由な学びを縛ってしまう印象を受け、ちょっと違和感を感じます。

「学びの成果を生かす」だけでいいんじゃないかなと。どうでしょうか。

○教育部長【大山剛】 やはり教育委員会とすると、行政全般、全部そうですけれども、今まで個人にフォーカスした形で、いろんな形で生きがいくつりとか、ああいうことを取り組んできたんですけれども、さらにそこに、そのことを地域づくりの中、もちろんそれは個人の考え方なんですけれども、行政としての仕組みとして、そういったことをもう少し積極的に地域づくりに生かしていく、そういう仕組みづくりも必要だというような、そういう基本的な考え方がやはりあるかと思うんです。

それを、教育委員会とすると、そういう体制もやっぱり意識しながらやりなさいよということ、それが求められているという、そういうイメージなんですけれども。

○委員【菅原順子】 そうすると、求められているのは教育委員会。

○教育部長【大山剛】 そうですね。基本的には生涯学習を推進する体制づくりという意味合いで行けば、教育委員会。

○委員【菅原順子】 それだったら分かるかな。個人に求めている。

○教育部長【大山剛】 個人に求められているということよりも、まずはこの指針ですので、教育委員会の体制としては、そういったことを意識した体制づくりも、働きかけも積極的にこれからはやっていかなきゃいけないというような。

○委員【菅原順子】 学習により自己実現するのは学習者なので。だから、やっぱり主語はここで変わるわけですね。

○教育部長【大山剛】 そうですね、はい。

○委員【菅原順子】 生涯学習する側に、社会の要請はこうですよというのとは違う。今回の指針は、生涯学び続ける意欲のある人を育てることが目的ですよ。あるものを学んだから、その成果を社会が利用するというのではなくて、そういう姿勢というものを育成したいんじゃないでしょうか、と思うんですけど。

○教育部長【大山剛】 一義的にはそういう個人一人一人の、そういういろんな学習意欲の向上、いろんなことで取り組んでもらいたいと。

ただ、それを例えば地域に生かすような、その手段がよく分からないような方もいらっしゃると思うんです。もう少し何か外に広めていきたいんだと。

そういうところを、やはり社会教育とすると、その手助けをするというか、それによって結果的には地域づくりにも生かす。それから、広い意味でいろんな方面で一人一人の学習活動が広がっていくという、そういう体制づくりはやはり教育委員会とするとやっていかなきゃいけないだろうという、そういう意味合いなんです。

○委員【菅原順子】 それだったら、まあ。

○教育長【山口賢人】　そうですね。4ページのところに、教育基本法の第3条の条文が書かれているんですけど、行政として、そういう仕組みづくりとか、あるいは個人の学習成果を生かせるような手だて、そういうものをつくっていかなきゃいけませんよというふうに捉えるということもできるとは思うんですけども、やっぱり一人一人が自主的な意欲を持って、自分の生涯や人生を豊かにするために意欲的に活動するということでももちろんいいんですけど、ただ、その先に、そこにとどまらないで、社会にそれを生かしていくという視点はやっぱり持ってほしいなというのが、この指針案の中に入っていると私は思うんですけど。

単に自分の中にとどめるということが当たり前ではなく、できるんだったら社会に還元するというのを少し頭には入れながら、生涯学習を個々が進めていっていただきたいという思いがここに入っているんじゃないのかなと私は思います。

だから、単純に主語を行政というふうに捉えてしまうのはどうかなと、私はちょっと引っかけます。

○委員【菅原順子】　(4)のところですね。生涯学習は「生活のあらゆる活動」とありますよね。例えばフラダンスをすとか将棋をすとか、社会をどうこうしようなんて何も考えないでやりますよね。それでいいと思うんですけど。

それによってその人がとても活性化して元気に過ごすことで、扶助費がかからずに済むという意味では社会貢献できるとは思うんですけども。

○委員【福田雅宏】　でも、例えばお友達を誘ってサークル的な活動を広げていけば、今まで家に閉じ籠もりだった人が、さっきの話、フラダンスをすることによって体を動かすというのがあれば、何というんだらう、コミュニティー的には、いわゆるここには係わってくるんじゃないですか。将棋とかもそうかもしれない。

○委員【菅原順子】　それは意図したものというよりも自然なもので、求められてという言い方はちょっと強過ぎるかなと。結果的にそうなるでしょうし、社会の原動力にはなるとは思うんですけども、求められてやるとか、それを目的にやるということではないと思います。

○教育長【山口賢人】　それが目的でやることではないなというふうには思っているんですけども、ただ、今のこの時代の中で、やっぱり社会からの要請としては求められているんじゃないのかなという。できればそういうものを豊かな社会づくり、地域づくり、そういうものに生かしてもらいたいなという要請というのは、社会としては今あるんじゃないのかな。あるいは、これからそれがますます強くなるんじゃないのかなというふうには、自分は思っているんです。

だから、学習者がそういう社会の要請も、やはりどこかで頭の片隅でもいいから、フラダンスを楽しむだけでいいんだけど、もちろんそれで十分なんだろうけれど、ただ、何かの機会にちょっとそういうようなことも思い浮かべるようなことで、様々な場面で、様々な思いで、学習をそれぞれの人が進めていただければいいのかなというふうに思います。

だから、「求められています」って確かに強い言葉かもしれないけど、これを目的にして生涯学習を進めなさいということではなくて、社会の要請としてはそういうような

ことがありますよということなんじゃないのかなと思うんです。

何かこんなところにこだわって申し訳ないんですけど。

○委員【菅原順子】 こちらこそすみません。そういう印象を持ったということで。

○教育長【山口賢人】 大切な部分だと思いますので、貴重な御意見として承ります。

ほかに御意見、御質問はいかがでしょうか。

特にないようですので、採決に入らせていただきます。

日程第10、議案第14号「第2次伊勢原市生涯学習推進指針の策定について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 (挙手)

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、本案は可決決定いたしました。今の部分につきましては、事務局から古里議長のほうに出された御意見を伝えて、お考えを聞いてみてください。その結果を次回の定例会で報告してください。お願いいたします。

----- ○ -----

日程第11 議案第15号 第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針の策定について

○教育長【山口賢人】 では日程第11、議案第15号「第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針の策定」につきまして、提案説明をお願いします。

○教育部長【大山剛】 それでは議案第15号「第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針の策定について」、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定により提案いたします。

まず、第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針策定の趣旨でございます。1ページを御覧いただきたいと思います。

項番1の基本指針でございます。(1)の改訂の目的にありますように、読書活動は子どもの知的好奇心を呼び覚まし、創造力や思考力を培い、豊かな言葉やコミュニケーション力を養うなど、未来を担う子どもの元気で豊かな心を育むために大変重要な役割を果たしております。

社会状況の変化を踏まえ、本市における子どもの読書活動をさらに推進していくために、第2次伊勢原市子ども読書活動推進指針を改訂いたしまして、第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針を策定するというものでございます。

なお、第3次の指針の期間は(3)にありますとおり令和5年度から令和9年度までの5年間とし、対象といたしましては(4)のとおり、おおむね18歳以下の子どもとしております。

次に(5)第3次指針の位置づけでございます。

本指針は、国・県の計画との整合に配慮するとともに、第3期教育振興基本計画や第2次伊勢原市生涯学習推進指針、また本市の総合的なまちづくりの指針である伊勢原市第6次総合計画と整合を図って策定しております。

次に3ページをお開きください。3ページから5ページにかけては、子ども読書活動の意義といたしまして、伊勢原市子ども読書活動推進指針の基本理念であります「本との『出会い』で豊かな心を育てよう」につきまして、成長段階に応じた本との出会いについて、図を用いながら説明しております。

次に6ページをお開きください。6ページから8ページにかけては、第2次伊勢原市子ども読書活動推進指針の評価と課題といたしまして、目標の達成状況、取組の概要をお示ししております。

次に9ページをお開きください。9ページでは、子ども読書活動推進の体系図をお示ししております。基本理念と重点取組を基に、施策・事業推進の5つの柱を記載しております。

また10ページ以降は、項番5、子ども読書活動の推進といたしまして、10ページでは5つの柱の取組の方向性と取組事業、11ページ、12ページでは、重点取組等と目標値の設定、また13ページでは、主な事業とネットワーク体制について記載しております。

今後のスケジュールにつきましては、本日、指針案が御承認いただけましたら、4月以降にホームページ等で公表していく予定でございます。

説明は以上です。

○教育長【山口賢人】 説明が終わりました。このことについて御意見、御質問などございましたらお願いいたします。

濱田委員、お願いします。

○委員【濱田光子】 図書館の利用の件ですが、18歳以下というデータはあるんですけど、これをもう少し細かく小・中・高ぐらいで、利用しているとか、何か傾向が、数字が分かりますでしょうか。

電車に乗ったりすると、高校生あたりはほとんど携帯を見ているし、おうちで本を読んでいるかなと思うと、正直どうかなと思うと、伊勢原市の、小学生は恐らく利用はないと思うんですが、中高生あたりの図書館の利用というか、その辺の実態がもし分かればお聞きしたいです。

○教育長【山口賢人】 お願いします。

○図書館・子ども科学館長【杉山麻里】 伊勢原市立図書館では、小学生までの利用は多いんですけども、やはり中学生・高校生の利用というのは少ない状況が実態的にはあると思います。

やはりスマホの影響とか、学業のほうとか、それ以外の活動も忙しい年代であるということが影響しているのかなと思っております。

○教育長【山口賢人】 実態としてはそういうことだということですね。

○図書館・子ども科学館長【杉山麻里】 はい、そうです。

○委員【濱田光子】 他市との比較みたいな、そういう数字も何かあるんですか。図書館の、蔵書の本も、実際に自分で購入するよりは、もちろん図書館で借りたほうがお金もかからないしと思うんですけども、伊勢原という地域性も含めて、他市等の18歳未満の図書館の利用度というか、その数字、データがもしあるのでしたらと思ったん

ですけれども。まあまあ全国平均……。

○図書館・子ども科学館長【杉山麻里】 その比較も、1年間の取りまとめた、それぞれの図書館のデータがありますので、比較をできる範囲でしてみたいと思います。

先ほど申し上げたように、中高生の利用が実態としては少ないのですが、伊勢原市立図書館のほうは、14歳ぐらいまでと60代以上の本を借りている実績が多いということがあります。

比較については後日またお答えするというので大丈夫でしょうか。

○委員【濱田光子】 はい。

○教育長【山口賢人】 お願いします。ほかにいかがでしょうか。

福田委員、お願いします。

○委員【福田雅宏】 質問していいですか。6ページの1番の目標の達成状況の一番最初に、学校図書館の図書標準達成率とあるんですけども、これの意味が分からないんですが。

○教育長【山口賢人】 いかがでしょうか。

○教育指導課長【嶋本信之】 お答えします。図書標準達成率というのは、学校ごとに、児童数、クラス数によって標準蔵書数というのが決まっています。その蔵書数に対する今現在の本の数、蔵書数が、今現在90%ぐらいになるということです。

○委員【福田雅宏】 ありがとうございます。

○教育長【山口賢人】 では、ほかにいかがでしょうか。

ほかにないようですので、採決に入らせていただきたいと思います。

日程第11、議案第10号「第3次伊勢原市子ども読書活動推進指針の策定」につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

○教育長及び委員全員 挙手。

○教育長【山口賢人】 挙手全員。よって、本案は提案のとおり可決決定いたしました。

続きまして、日程第12に入りますが、冒頭決定いたしましたとおり、日程第12から日程第16は非公開となりますので、よろしくをお願いいたします。

----- ○ -----

【非公開】

日程第12 議案第16号 学校嘱託医等の辞職の承認について

日程第13 議案第17号 学校嘱託医等の委嘱について

原案のとおり可決

----- ○ -----

【非公開】

日程第14 議案第18号 伊勢原市教育委員会事務局職員（課長職以上）の
任免について

原案のとおり可決

----- ○ -----

【非公開】

日程第15 議案第19号 伊勢原市教育委員会事務局職員（その他職員）の任免
について

原案のとおり可決

----- ○ -----

【非公開】

日程第16 議案第20号 伊勢原市公立学校県費負担教職員の任免に
ついて

原案のとおり可決

----- ○ -----

その他

○教育長【山口賢人】 それでは「その他」でございますが、委員の皆さんから何か
ございますでしょうか。よろしいですか。

事務局からは何かありますでしょうか。特にないですか。

ないようですので、最後に来月の定例会の日程をお願いいたします。

○参事（兼）教育総務課長【熊澤信一】 次回の定例会につきましては、4月25日
の火曜日、時間が午後1時30分から、会場は図書館1階の第1・第2会議室で開催を
いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○教育長【山口賢人】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせて
いただきます。ありがとうございました。

----- ○ -----

午前11時13分 閉会